

ほ っ か い ど う い し そ つ う し え ん じ ょ う れ い
北海道意思疎通支援条例

ほ っ か い ど う し ゅ わ げ ん ご じ ょ う れ い
北海道手話言語条例

へいせい ねん がつ にちしこう
(平成30年4月1日施行)

～^{たれ}誰もが喜^くらしやすい北海道^{ほ っ か い ど う}を自^め指^めして～



ひつだん
筆談



てんじぶろっく
点字ブロック



てんじ
点字



主な障がいの特性に応じた配慮と意思疎通の方法

※パンフレットに記載されているものは一例です。他にも様々な障がいや意思疎通の方法があります。

視覚障がい

まったく見えない方(全盲)や見えにくい方(弱視)がいます。見えにくい方の中には、特定の色がわかりにくい方や、光がまぶしい方、見える範囲の狭い方、薄暗くなると極端に見えにくさが増す方などがいます。

配慮

- 場所や物の位置を示す場合は、「あっち」「それ」ではなく、具体的に説明してください。
- 何か困っていたら、突然体に触れず前方から「何かお手伝いが必要ですか?」と声を掛けてください。
- 会議やイベントなどで配布する資料などは、参加する方の希望を確認し、点訳や拡大文字版を用意するなど配慮を心がけましょう。

主な意思疎通の方法

【点字】

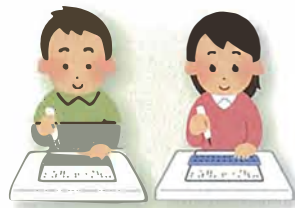
平面から盛り上がった6つの点により文字を表現するもの

【音訳】

書籍などの視覚情報を音声で録音し、情報を伝えるもの

【拡大文字】

文書などの文字が大きく書かれたもの



障がいのある方は、安全に歩くために、白杖を持っていたり、盲導犬を連れてくる方もいます。

聴覚障がい(ろうあ・中途失聴・難聴)

まったく聞こえない方や聞こえにくい方など聞こえの程度は様々です。先天的に障がいがある場合と、後天的に聴力を失う場合などがあり、配慮や意思疎通の方法が異なります。

配慮

- まず、その人にあった意思疎通の方法を確認してください。
- 話しかけるときは、口の動きや表情がわかるようにマスクは外して、正面から、ゆっくりはっきり話してください。
- 文書に連絡先を記載する場合は、電話番号だけでなく、メールアドレスやファックス番号の記載をしてください。

主な意思疎通の方法

【手話】

手や指、体の動き、表情などの複数の要素を使う言語です。

【筆談】

相互に文字で書いて意思を伝え合うもの

【要約筆記】

発言者の話を聞き、その場で要約して文字として書き表し、情報を伝える方法



音声コードとは?



文字情報をデジタル情報に変換したコード情報です。これを専用の読み上げ装置や、スマートフォンの専用アプリケーションなどを使って読み取ると、音声に変換され、情報を聞くことができます。

もう 盲ろう

視覚と聴覚の両方に障がいがあることをいいます。障がいに
なった経緯や程度により、ひとりひとり、コミュニケーション
方法が異なります。

はい 配慮

○最初に、相手の手の甲、あるいは腕に軽く触れて、そばに
いることを伝えます。

○全く見えず聴こえにくい、全く聴こえず見えにくい、全く見
えない、聴こえないの状況を確認します。(介助員が同行して
いる場合は、その方から情報を聞きます。)

おも いし そつう ほうほう
主な意思疎通の方法

【手書き文字】

手のひらに文字を書いて伝える方法

【触手話】

全盲ろうの方が、手話の形を手で触って読み取る方法

【指点字】

盲ろうの方の指を点字タイプライターのキーの代わりに直接
たたく方法

ちてきしょう 知的障がい

複雑な会話や抽象的なことを理解すること、自分の気持ちを
言葉で表現することが苦手などの特徴があります。

はい 配慮

○わかりやすい言葉で話してください。

○落ち着いたペースで、話をやさしく聞いてください。

○大切な内容は、くりかえして伝えましょう。



しゅつてん ざいだん ほうじん めいじ やすだ
出展：財団法人 明治安田
けんこう ざいびん
こころの健康財団

おも いし そつう ほうほう
主な意思疎通の方法

【るび振り】

文章の漢字などにふりがなをつける

【コミュニケーションボード】

絵・図や簡易な日本語が記載されているボードを指で指しな
がら、意思を確認するもの

したいふ じゆう 肢体不自由

発声に関する器官の麻痺や自分の意思と関係なく身体が動く
不随運動により、意思を伝えにくい方がいます。

はい 配慮

○困っているときは、声をかけてください。

○話が聞き取りにくい場合は、確認してください。



おも いし そつう ほうほう
主な意思疎通の方法

【意思伝達装置】

わずかな身体の動きを感知するスイッチなどにより操作さ
れ、操作者の意思を文字や音声であらわす機器

いし そつう さい はいりよ ひつよう ばあい 意思疎通の際に配慮が必要な場合があります

せいしんしょう 精神障がい

様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱
えています。

はい 配慮

○一度にたくさんのお話をされると混乱することがあるの
で、ゆっくり丁寧に説明してください。

○穏やかな口調で、安心感を与える対応を心がけてください。

はつたつしょう 発達障がい

主に脳機能の障がいであり、とても得意なことがある一方で、
思わぬことが苦手と偏りがあり、発達のアンバランスな様子が
理解されにくい障がいです。

はい 配慮

○あいまいな言葉や遠回しな表現は使わず、短く具体的な言葉
で伝えてください。

○小さな変化にも不安や緊張を感じやすいので、予定変更など
は前もって説明してください。

しゅわ
手話を
つか
使ってみよう！



ありがとう



あいさつ



お疲れさま



条例の概要

障がいの有無にかかわらず、すべての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会を実現するために、「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」（略称、「意思疎通支援条例」）と「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」（略称、「手話言語条例」）の2つの条例を制定しました。（施行日：平成30年4月1日）

意思疎通支援条例の目的

- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を使用し、円滑に意思疎通を行なえるよう支援します。
- 障がい者の意思疎通支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体、事業者で協働して推進します。

手話言語条例の目的

- 広く手話が言語であることを普及します。
- 手話を習得する機会を確保するよう努めます。
- 聴覚障がい者が在籍する学校や事業所において手話を習得する機会の確保を図るための支援を行なうよう努めます。

役割

道民

障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることまた手話が言語であることを理解し、配慮に努めます。

障がい者

道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めます。

意思疎通支援者

障がいの特性に応じた意思疎通手段の理解促進に努め、道が実施する施策に協力し、障がい者の意思疎通の支援に努めます。

事業者

障がいの特性に応じた意思疎通手段の必要性を理解し、配慮に努めます。

施策の基本方針

- 意思疎通手段についての理解の促進を図ります。
- 手話が言語であるとの認識の普及に努めます。
- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保や使いやすい環境の整備を図ります。
- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図ります。
- 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図ります。



【発行】北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

【でんわ】011-204-5278 【ファックス】011-232-4068